

平野川における底質改善対策実証実験  
協力事業者募集要領

令和2年6月  
大阪府都市整備部

## 1. はじめに

寝屋川流域を流れる感潮河川では、浮遊汚泥（スカム）を原因とした悪臭などによる生活環境への影響が課題となっております。

これまで、大阪府では、スカムの発生を抑制するため、浄化浚渫などの対策を進めております。

このたび、特にスカムの発生が確認されている平野川において、新たな取組みとして、薬剤などの散布による底質改善対策の実証実験を行いますので、協力事業者を募集します。

## 2. 実証実験

### (1) 実証実験の概要

実証実験の概要は、以下のとおりです。なお、実証実験の詳細は、今後、開催予定の「寝屋川流域底質改善対策検討部会」（以下、「部会」という。）において専門家の意見を聴取したうえで決定いたします。

- ①実証実験は、平野川（別図参照）に数m四方程度の実験区画を用意して行います。
- ②実験区画に薬剤等を散布したうえで、底質の性状の変化を調査します。
- ③底質の性状の変化等から薬剤等による改善効果を「部会」において検証します。
- ④実験期間は、最大で半年間程度です。
- ⑤本実証実験において改善効果がみられた薬剤等については、さらに詳細な実験を行う場合があります。

## 3. スケジュール

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 6月22日 | 募集開始              |
| 6月29日 | 実証実験に関する質問受付終了    |
| 7月6日  | 募集終了              |
| 8月頃   | 寝屋川流域底質改善対策検討部会開催 |
| 8月頃   | 実証実験開始            |

## 4. 募集条件

### (1) 費用負担

実証実験に使用する薬剤等及び薬剤等の散布に係る費用は、協力事業者が負担すること。

### (2) その他

- ①実証実験の内容は、協力事業者の意思に沿うとは限りません。
- ②薬剤等の散布にあたっては、各種法令を遵守すること。
- ③実証実験の実施にあたり、別途、大阪府と協力内容の細部を定めた協定書を締結すること。

## 5. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 以下の要件を満たした河川や海域等の底質改善に資する製品を製造していること。
  - ①河川、海域、水路、湖沼等において複数の使用実績があること。
  - ②悪臭や浮遊物の発生などの河川への悪影響を及ぼさないこと。
  - ③水生生物に悪影響を及ぼさないこと。
  - ④底質を改善するメカニズムの説明ができること。
  - ⑤薬剤等を安定供給できる体制を有していること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 成年被後見人

- (イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - (エ) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - (カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - (ク) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(2)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(2)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

## 6. 応募手続き

協力事業者への応募を希望する場合の応募手続きは、以下のとおりです。本要領を確認の上、必要な書類を提出してください。

### (1) 応募受付

#### (ア) 受付期間

令和 2 年 6 月 22 日（月曜日）から令和 2 年 7 月 6 日（月曜日）まで

#### (イ) 応募先

大阪府都市整備部河川室河川環境課

郵便番号：540-8570

所在地：大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁別館4階

(ウ) 提出方法

応募書類を持参又は郵送（「特定記録郵便」または「簡易書留」）により提出してください。

※持参の場合は、土・日を除く開庁日の10時から17時までにお越しください。

郵送の場合、令和2年7月6日（月曜日）消印まで有効です。

(エ) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類等

下記の応募書類(ア)を提出してください。(イ)から(エ)の証明書は発行日から3カ月以内のものを提出してください。

(ア) 平野川における底質改善対策実証実験協力申請書

誓約書（別紙2）

(イ) 府税に未納がないことの証明書（府の区域内に事業所を有する者）

(ウ) 都道府県税に未納がないことの証明書（府の区域内に事業所を有しない者）

(エ) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。

(5) 次の各号のいずれかに該当した場合は、応募を受付けません。

(ア) 応募資格を有しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載を行った場合

受付後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、受付を取り消します。

7. 本事業に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和2年6月22日（月曜日）から令和2年6月29日（月曜日）まで

(2) 質問方法

(ア) 質問事項を下記の電子メールアドレスあてに送付してください。

（メールアドレス：[kasen-g26@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kasen-g26@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

(イ) 「件名」のはじめに、「【質問：平野川における底質改善対策実証実験】」と明記してください。

(ウ) 送付後に、必ず電話で電子メール到達の確認をお願いします。

(エ) 電話やFAX、訪問による質問はご遠慮ください。

(オ) 質問の回答は、大阪府都市整備部河川環境課のホームページ（以下のアドレス）で公表し、個別には回答しません。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/r2hiranoteishi tu.html>）

8. 問い合わせ先

大阪府都市整備部河川室河川環境課

所在地：大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁別館4階

電話番号：06-6941-0357

ファクシミリ番号：06-6941-0381

E-mail：[kasen-g26@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kasen-g26@sbox.pref.osaka.lg.jp)

別図

